

報 文

第35巻第5號 昭和25年5月

行政の科学化について

正 員 末 松 栄*

SCIENTIFICATION OF ADMINISTRATION

(JSCE May 1950)

Sakae Suematsu, C.E. Member

Synopsis Now all Japanese people are requested to follow a "democracy" in every sphere of our life as clarified in the constitution of Japan. And it goes without saying that science takes a vital role in our daily life and it must be adopted into a political field in a democratic way. It is necessary for the progress in science that every Japanese citizen will be turned familiar with science in the same extent as with literature, and that scientists will be released from their confined laboratories to disseminate their knowledge to the public. It will be also essential that a bureaucratic and inefficient boss-controlled administration of science must be eliminated as early as possible. Such being the situation, it is urgently necessitated to establish a law governing promotion of science.

祖國再建の脚光を浴びて、産業の興隆、経済の安定を目途として、現下の我々國民に負荷せられた責務は重且大である。歴史は巡り、文化は日進月歩の歩みを続け、今や人類史の過程は嚴肅な途上にある。基本的人権を宣明し、平和的文化國家を標榜して、新憲法は我々の往くべき道を明示して居る。新憲法は普遍的原理に立脚して、眞理と文化を基盤とした、自立的な我々の在り方を高揚して居るのである。

我々は新憲法の下に、自主自律的に自分の進むべき道を選択し、自分の運命を開拓すべく要請せられて居るのである。

それ眞理は永遠不滅である。新しい文化國家建設の爲には、我々ひとりひとりが眞理の前に敬虔にひざまづく、烈々たる眞理愛がなくてはならない。

新憲法の明示する如く、我々は自主的に物事を処し永遠の道を愛さなくてはならない。徒らに卑屈と盲従に陥し、道なき道を往くべきではない。眞理に立脚して冷静且つ積極的に自分の道を自ら処してゆくところに、新しい文化國家の在り方がある。

新憲法制定以來、我々は果して新憲法の要請している自主自律的な、民主的な考え方に即應して、行動を処していたであらうか。今尚ほ卑屈的な島國根性が横行しているのではなからうか。上から示されたことを唯々諾々として無反省に受け入れ、民主的の掛け声だけかける事を以つて、民主的になつたとなすまして居る態度がないではなからうか。冷徹に批判し、眞理に覚め、常時反省する態度と、科学する心を喪失して

は、文化國家の樹立も民主主義の発達もあり得ない。我々は自分の道を自ら考え、且つ自ら選ぶところに新憲法の指導理念があり、民主主義の在り方があるのだ。

今や人類史の歴史的過程は、駿々乎として科学時代の現出をまざまざ示して居る。正しく、將來の人類の歩む道に関して、科学こそはその予言者である。科学を愛し、技術を尊重せずして、眞の人類の幸福も文化の進歩もあり得ない。科学技術こそは、より現実的により具体的に、將來人類の政治経済文化等万般を律してゆくものであることは、明々白々の事理である。

謙つて我々の科学技術界の現状を反省してみんか、口を開けば、科学技術をふりまわす人士は多いが、どれほど科学技術が、國民生活の中に溶け込んで居るだろうか。今尙お科学とは、霞を喰つた仙人的所作と考え、技術と謂えば卑屈な手段化視する考え方が、横行して居るのではなからうか。この思潮を、完全且つ徹底的に掃しない限り、文化國家の樹立も人類福祉の増進も有り得ない。科学する心を喪失して、何の文化の進歩があり得るであらうか。科学技術こそ、新しい人類史の指針である。

新憲法の制定、文化國家樹立を目指して、我國再建の道に処して、科学技術の上に課せられた命題は至大である。今こそ我々科学技術家は、一大奮起して人類史の歩みに覚醒して、全身全霊を捧げて祖國再建に邁進しなければならぬ。我が國は敗戦によつて物心両方面に多大の喪失をしたのである。これに起死回生の妙手は、科学技術それ自身にあるのだ。特に窮乏の極

* 建設省関東地方建設局長

に達した我國に於ては、科学技術の振興こそ、重大な國是でなくてはならぬ。つくづく考えるに、我國の現状は各科学分野が夫々孤立し、剩さえ各種科学技術の研究機関が分派している事は、物質的に貧困な我が國に鑑み、寒心に堪えない痛恨事である。

國土復興の緊急性と、科学技術の振興の枢要に鑑みると、我が國の各種科学は打つて一丸となし、集中且つ重点的に集結して、その効を國土再建に資せねばならない。貧乏な我が國の現状を振り返つて見て、今や各分派した科学技術を有機的に統合し、官公民各種研究機関を綜合して、科学技術をして國民生活に融合して、産業の開発、文化の向上に貢献せしめなければならない。去る学会會議の席上、イ・ゴザレス・リー氏談として、その一部に「科学技術界を見渡すに、基礎理論及び應用並びに實際とは、夫々思い思いに発達を遂げて、その相互間には何等連繫もなく、一貫性を保持して居ない」と、正にその言たるや佳し、この点は完膚なき迄に我が國科学界の弱点について余りあるものがある。

各種科学分野が統合し、理論と應用と實際とが、相互に有機的な体系をなすことが、我が國科学技術の焦眉の問題である。特に我が國に於ては、理論は進歩して居ても、その實用化に至つてはいささか立遅れて居る感なきにしもあらざるは否み得ない。

物心両面から、戦後の祖國復興の大目標に鑑み、實用科学の振興は重大な問題である。筆者は茲に、國家社会の福祉と、新しい歴史の在り方から、科学技術の大同團結を強調してやまない。

次に科学技術が國民生活に脈々として直結し、國民が文化國家の恩恵に浴する爲に、均しく社会各層の中に科学を愛し、文物制度の上に技術が尊重せられる様にならなければならないことを確信してやまない。未開の土人は科学技術を解する力はない。科学を愛し、技術を尊重せざるものに、文化を語る資格なしと筆者は断言して憚らない。この点、現在の我が國の状態を観るに寒心に堪えないものがある。その一事例として目下我が國の関心事たる、災害問題に言及しよう。

先ず河川を治めんとするには、基本計画を樹立して改良工事を推進せしむべき事は、明々白々の事理である。然るに我が國の現状は、ロスロック氏の語る通り「日本の災害は、現況復旧であつて進歩ではない。」

今にして改良工事を促進して、積極的に河川を治めずして、徒らに現形復旧を糊塗する災害工事にのみ終始するならば、文字通り災害亡國を現出する以外の何

物でもない。我々は事柄の本質を冷靜に分析し、究明する態度がなくてはならない。そこに科学があり技術が存し、歴史の進歩があるのだ。

近來大出水の現出は、不可抗力の自然現象であるとして、災害は或る程度免れ難い事象としても、その災害復旧工事の内容が、改良の思想を含んでいなくてはならぬ事を強調してやまない。現行の通り、災害復旧工事が現形復旧工事の域に俯し、一步たりとも進歩性がないとするならば、國家社会上由々しき問題である。これこそ科学技術の貧困以外の何物でもない。我が國はもつと眞面目に、我々自身の身近な問題として、科学技術なるものを見直さなければならない。

災害復旧費がとり易くて、改良費が難澁して居るのはまことに実態的に不可思議な現象である。かゝる故に災害に藉口する風潮が瀰満して、進歩的な工事の進歩を見られないのだ。災害復旧工事は現形復旧のみを対象とせず、常に改良工事の色調をもたなければならない。

特に我が國に於て、良心的な科学技術が國家施策の上に反映しない一因として、一部官僚の横行がある。彼等は國民生活の実態の何たるかも、又は科学技術の何たるかも解せずして、唯全國的な、人的組織的なつながりを以つて事を処して居るのである。かかる官権主義が横行する限り、文化國家の樹立も、行政の科学化もあり得ないのだ。官権主義下においては、深く実態的に科学技術に根ざした良心的な施策は望まれないのだ。この「官僚イズム」を完全且つ徹底的に打破なくては、眞の科学技術の振興も、明るい実態に即應した、行政の科学化もあり得ない。

最後に我々科学技術家も、反省しなくてはならぬ。お互に自分の殻にのみとぢこもつて、自ら高しとする獨善的態度を一掃して、常に大乘の見地に立脚して、自己の在り方を処すべきである。各分派した科学技術のセクショナリズム及び理論と應用と實際とが、何等有機的な体系を持つて居ないところに、強力適切な施策も、行政の科学化も、生れ得ないのだ。國土再建と、社会公共の福祉の増進の爲め、我々科学技術家は科学の綜合化と、有機的体系化の旗印の下に、大同團結すべきである。

茲に筆者は科学の振興と、行政の科学化のため、科学振興法の立案を提唱してやまない。新しい歴史の曙光は、科学技術であり、行政の純化は科学技術にありと確信している。